

○金融庁告示第四十二号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき指定した特定社会基盤事業者の名称及び住所に変更があったので、同条第二項後段の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年七月一日

金融庁長官 伊藤 豊

一 特定社会基盤事業の種類

資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段（同法第四条各号に掲げるものを除く。）の発行の業務を行う事業

二 変更前の特定社会基盤事業者の名称及び住所

a u ペイメント株式会社 東京都港区港南二丁目十六番一号

三 変更後の特定社会基盤事業者の名称及び住所

a u ファイナンシャルサービス株式会社 東京都港区高輪二丁目二十一番一号

四 変更年月日

令和八年七月一日